

RCEP協定利用方法の紹介

【輸入編／RCEP協定】



2022年7月
財務省・税関
EPA原産地センター

本日の内容



繊維メーカーの貿易担当者Aです。RCEP協定を利用して、中国の現地法人から男子用ベスト（人造繊維製のもの）を日本に輸入することを考えています。「輸入者自己申告」を使う予定です。輸出者からインボイス及び総部材表を入手し、以下の情報を確認しました。

■ 産品：男子用ベスト（人造繊維製のもの）

- 仕出国：中国
- 関税分類番号：6211.33-200
- 原材料

材料	
①合成繊維製織物（表地）	中国で製造
②合成繊維製織物（縁、ウェビングテープ）	中国で製造
③不織布（ポケット部分芯地）	ベトナムで製造
④プラスチック製ボタンワッシャー	トルコで製造
⑤面ファスナーロゴラベル	不明
⑥ロゴラベル（合成繊維製織物）	不明
⑦合成繊維製の縫糸	不明
⑧ファスナー	不明
⑨スナップボタン	不明



インボイス

Commercial Invoice

Company: SHIMAN SHISEI CO., LTD. 1-7-166, KANSAKI, HIRAKAWA-KU, TOKYO 1008222 JAPAN. Invoice No: ABC012345. Date: 1/11/2022

Buyer: SHIMAN SHISEI CO., LTD. 1-7-166, KANSAKI, HIRAKAWA-KU, TOKYO 1008222 JAPAN. Reference: 101-102-103

Item No.	Description of Goods	Quantity	Unit Price
1	POLYESTER PAANTS	20000	USD 5

Net Weight: 1.000KG, Gross Weight: 1.200KG

総部材表

Construction Sheet

Item: POLYESTER PAANTS

NO.	Material	Parts	Origin
1	Woven Fabric(Polyester)	Main	China
2	Polyester Tape	Waist	China
3	Woven Fabric(Polyester)	Pocket	China
4	Non-Woven Fabric	Waist	China
5	Label (Polyester woven fabric)	---	China
6	Corduroy Thread(Polyester)	---	China
7	Zipper	---	China
8	Metal Snaps Button	---	China

Manufacture place: VN Clothing Co., Ltd. 1-1-1, Ho Chi Minh City, VN

Product Process: Supply Material → Cutting → Sewing → Match button and zipper → Garment washing → Pressing → Finishing → Inspection → Packing

We hereby certify that material description and production process are as true.

1/11/2022
Lin Chai
VN Clothing Co., Ltd

□ 製造工程：中国国内で、上記原材料を使用し、下記工程で産品を製造する。

裁断→縫製→仕上げ→検査→包装

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認する。

ステップ1． 輸入貨物の関税分類番号9桁を特定

ステップ2． RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3． 適用される原産地規則を特定

ステップ4． 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5． 輸入面での原産地手続（輸入者自己申告の場合）

- (1) 原産品申告書を作成
- (2) 証明資料を保存

ステップ6． 日本国税関におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7． 必要に応じ日本国税関の検証に対応

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認する。



ステップ1. 輸入貨物の関税分類番号9桁を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続（輸入者自己申告の場合）

- (1) 原産品申告書を作成
- (2) 証明資料を保存

ステップ6. 日本国税関におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ日本国税関の検証に対応

ステップ1. 輸入貨物の関税分類番号9桁を特定

関税分類番号を特定する理由

- 産品の原産性の判断には関税分類番号6桁（HS番号）が必要

- 関税分類番号6桁まではHS番号といい、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）」に基づいて定められた輸出入の際に産品を分類するコード番号である。
- 桁数が増えるにつれ、より詳細に品目が特定される。
- HS番号は世界200以上の国・地域で使用されており、輸出入共通。

- 産品にRCEP協定税率が設定されているかを確認するためには関税分類番号9桁が必要

- 関税分類番号7桁目以降は各国が独自に定める国内細分。日本の場合は3桁で設定しており、輸入と輸出で異なっている。

男子用ベスト（人造繊維製のもの）は6211.33-200に分類される。

類（2桁）	= 第62類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
項（4桁）	= 第62.11項	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他衣類
号（6桁）	= 第6211.33号	人造繊維製のもの
（9桁）	= 6211.33-200	その他のもの



ステップ1. 輸入貨物の関税分類番号9桁を特定

特定方法

- HS番号に関するお問合せは、各税関関税鑑査官部門でお受けしています。
- HS番号は、日本における輸入申告で使用する場合は、税関HPの「実行関税率表」で調べることができます。

The screenshot shows the Japanese Customs website interface. The top navigation bar includes the logo and several utility buttons. Below this is a main banner with a carousel of images. A secondary navigation bar contains a search icon and the text '品目分類について調べたい'. Below this is a list of menu items, with '実行関税率表' highlighted in a red box. A callout bubble points to this item with the text '②ポップアップメニューから「実行関税率表」をクリック'. Below the menu items is a section titled '輸入統計品目表 (実行関税率表)' which contains a list of links for various tariff tables, with the first link '実行関税率表 (2022年4月1日版)' highlighted in a red box. A callout bubble points to this link with the text '③「実行関税率表」をクリック'. At the bottom left, another callout bubble points to the '品目分類' icon in the main navigation bar with the text '①税関HPトップページ「品目分類について知りたい」をクリック'.

①税関HPトップページ
「品目分類について知りたい」をクリック

輸入統計品目表 (実行関税率表)
<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

ステップ1. 輸入貨物の関税分類番号 9桁を特定

特定方法

実行関税率表
検索画面

統計番号		品名	関税率	
番号			基本	WTO協定
62.11		トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類		
6211.33		人造繊維製のもの		
	100	1 毛皮付きのもの	16%	12.8%
	200	2 その他のもの	11.2%	9.1%

第11部 紡織用繊維及其の製品 部注

分類

第50類	絹及び絹織物		
第51類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	類注	税率
第52類	綿及び綿織物	類注	税率
第53類	その他の植物性紡織用繊維及其の織物並びに紙糸及其の織物		税率
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	類注	税率
第55類	人造繊維の短繊維及其の織物	類注	税率
第56類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	類注	税率
第57類	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	類注	税率
第58類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	類注	税率
第59類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	類注	税率
第60類	メリヤス織物及びクロセ織物	類注	税率
第61類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	類注	税率
第62類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	類注	税率
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	類注	税率

ポイント

- 協定によって採用している品目別規則のHSバージョンが異なる
- RCEPはHS2012
(2023.1.1からHS2022で実施)

※各バージョンのHSコードの移行関係についてはWCO（世界税関機構）事務局作成の相関表（Correlation Table）をご確認ください。

税関ホームページ→原産地規則ポータル→品目別原産地規則検索のページに掲載

<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認する。

ステップ1. 輸入貨物の関税分類番号9桁を特定



ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続（輸入者自己申告の場合）

- (1) 原産品申告書を作成
- (2) 証明資料を保存

ステップ6. 日本国税関におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ日本国税関の検証に対応

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ1で特定した関税分類番号9桁をもとに、実行関税率表で中国に対してRCEP協定税率が設定されているかを調べる。

①対ASEAN・豪州・NZ、②対中国、③対韓国 の3種類の税率が設定されている。

統計番号		品名	関税率		関税率(経済連携協定)		
番号			基本	WTO協定	RCEP(アセアン/豪州/ニュージーランド)	RCEP(中国)	RCEP(韓国)
62.11		トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類					
6211.33		人造繊維製のもの					
	100	1 毛皮付きのもの	16%	12.8%	無税	10.5%	11.2%
	200	2 その他のもの	11.2%	9.1%	無税	8%	8%

アセアン・豪州・ニュージーランドのRCEP税率 = 無税

中国・韓国のRCEP税率 = 8%

- ✓ RCEP協定では日本への輸入の場合、①対ASEAN・豪州・NZ、②対中国、③対韓国 の3種類の税率が設定されている。
- ✓ 男子用ベスト (6211.33-200) の税率は②中国・③韓国が8%、①その他の国が無税であり、税率差が生じている。
- ✓ →ステップ4 (P20~) でRCEP原産国を決定

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認する。

ステップ1. 輸入貨物の関税分類番号9桁を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認



ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続（輸入者自己申告の場合）

- (1) 原産品申告書を作成
- (2) 証明資料を保存

ステップ6. 日本国税関におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ日本国税関の検証に対応

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

RCEP協定に定める原産品の要件を確認し、産品に適用される原産地規則を特定する。

① RCEP協定に定める原産品の要件を確認する

■ RCEP協定の定める原産品の要件（協定第3・2条）

(a) 完全生産品

一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条（完全に得られ、又は生産される産品）に定めるもの

(b) 原産材料のみから生産される産品

一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品

(c) 品目別規則を満たす産品

一の締約国において非原産材料を使用して生産される産品であって、附属書3A（品目別規則）に定める関連する要件を満たすもの

男子用ベストに使用している材料が原産材料か非原産材料かを確認し、3つの要件のうち、満たす必要のある要件を特定する。

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

①原産品のどの要件に当てはまるかを確認

男子用ベストの総部材表

(a)完全生産品

全ての材料が一の締約国で完全に得られたものである必要あり。

(b)原産材料のみから生産される産品

全ての材料がRCEP協定上の原産品である必要あり。
→トルコ（非締約国）で製造した材料及び原産国が不明な材料があることから、(a)及び(b)には該当しない。

(c)品目別規則を満たす産品

非原産材料が使用されている場合、品目別規則を満たすかを確認する。

→非原産材料が使用されているため、男子用ベストの品目別規則(第62類：CC)を満たすか確認する。

■ なぜ材料を全て非原産材料として扱うのかというと・・・

各材料が原産材料と認められるためには、締約国で製造されているだけでなく、各材料を製造するために使用された材料（2次材料）が協定上の原産品の要件を満たしているかを確認する必要がある。 →証明負担が大きい
各材料が原産品か確認するよりも非原産材料と扱い、品目別規則を満たすかを確認する方が証明負担が軽い場合も考えられる。

材料	原産国
①合成繊維製織物（表地）	中国で製造
②合成繊維製織物（縁、ウェビングテープ）	中国で製造
③不織布（ポケット部分芯地）	ベトナムで製造
④プラスチック製ボタンワッシャー	トルコで製造
⑤面ファスナーロゴラベル	不明
⑥ロゴラベル（合成繊維製織物）	不明
⑦合成繊維製の縫糸	不明
⑧ファスナー	不明
⑨スナップボタン	不明

②附属書3Aの品目別規則を確認する

非原産材料が男子用ベストの品目別規則CCを満たすか（確認方法は次ページ）

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

② 附属書3A「品目別規則 (PSR)」を確認する

The image shows a composite of three screenshots from the Japanese Customs website. The leftmost screenshot is the main homepage with a red box around the 'EPA/原産地規則について知りたい' (I want to know about EPA/Origin Rules) link. The middle screenshot is the 'Origin Rules Portal' with a red box around the '品目別原産地規則の検索' (Search for PSR) link. The rightmost screenshot is a detailed view of the RCEP resources page, with a red dashed box around the '2. 協定条文等' (2. Agreement Texts, etc.) section, which includes links to '協定本文 (第3章)' (Agreement Text (Chapter 3)), '附属書3A 品目別規則' (Annex 3A PSR), '附属書3B 必要的記載事項' (Annex 3B Necessary Information), and '原産地規則運用上のガイドライン (英文) (外務省HP上)' (Guidelines for the Application of Origin Rules (English) (on the MFA website)).

① 税関HP
「EPA/原産地規則
について知りたい」

② 原産地規則ポータル
「使いたいEPA・GSP等について調べる」→
「地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定」

③ 「地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定」
2. 協定条文等
・ 協定本文 (第3章)
・ 附属書3A 品目別規則
・ 附属書3B 必要的記載事項
・ 原産地規則運用上のガイドライン (英文)

(税関HP 原産地規則ポータル <https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>)

品目別規則の種類

我が国の多くの協定においては、品目別（原産地）規則は、品目毎に「関税分類変更基準」、「付加価値基準」、「加工工程基準」いずれかの考え方、あるいは、その組合せを採用している。

関税分類変更基準

非原産品である材料の関税分類番号と、その材料から生産される製品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われ、産品は原産品と認められるとする考え方。CC(他の類(2桁)からの変更)、CTH(他の項(4桁)からの変更)、CTSH(他の号(6桁)からの変更)がある。

例：CTH

付加価値基準

締約国での生産により価値が付加され、この付加された価値が基準値以上の場合に実質的変更が行われ、産品は原産品と認められるとする考え方。

例：RVC40（※RCEP協定3.5条（域内原産割合の算定）に基づいて算定される産品の域内原産割合が40%以上）

加工工程基準

締約国で、特定の加工工程（例えば、化学反応、蒸留、精製等）が行われれば実質的変更が行われ、産品は原産品と認められるとする考え方。

例：CR（※化学反応にかかる規則。化学反応による生産品である産品は、当該化学反応が締約国において行われる場合には原産品とする。）

二九・〇七	類 項 号	統一システム番号 (二十二年の統一システム)
フェノール及びフェノールアルコール	品 名	
CR CTH RVC四〇又はC	品 目 別 規 則	

附属書 3 A

品目別規則（抜粋イメージ）


輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認する。

ステップ1. 輸入貨物の関税分類番号9桁を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

 ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続（輸入者自己申告の場合）

- (1) 原産品申告書を作成
- (2) 証明資料を保存

ステップ6. 日本国税関におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ日本国税関の検証に対応

ステップ4．原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

原産地規則を満たすかは以下の2点を確認する。

① 産品が締約国内で生産されていることを確認する

→輸入者が入手した情報により、産品が中国国内で裁断、縫製等が行われていることが確認できる。(P2参照)

② 第62類の品目別規則「CC」(類の変更) を満たすことを確認する

男子用ベストの総部材表

材料	HS
①合成繊維製織物(表地)	54
②合成繊維製織物(縁、ウェビングテープ)	54
③不織布(ポケット部分芯地)	56
④プラスチック製ボタンワッシャー	39
⑤面ファスナーロゴラベル	96
⑥ロゴラベル(合成繊維製織物)	58
⑦合成繊維製の縫糸	54
⑧ファスナー	96
⑨スナップボタン	96

材料は全て非原産材料として扱う。

- 材料の**HS番号を特定**する。品目別規則(CC)を満たすか否かを確認するためには、**HS番号2桁を特定**。
- 産品のHSと非原産材料のHSの間に**類変更(HS2桁の変更)**があるかを確認する。

※RCEP協定には関税分類を決定する構成部分の規定がないため、全ての非原産材料について確認する。

→男子用ベスト(6211.33)と非原産材料のHS番号との間に類の変更があることから品目別規則「CC」を満たす。

①及び②を満たすことから、RCEP協定上の中国原産品と認められる

RCEP協定の繊維製品（第61類～第63類）「CC」とは？

RCEP協定の繊維製品に係る品目別規則は、
第61・62類：「CC」、第63類：「CC」又は「CC又はRVC40」と規定されています。

「CC」とは、製品の生産において使用された全ての非原産材料について、HS番号 2 桁の水準における関税分類の変更が行われたことをいいます。



綿織物は第52類、合成繊維製の織物は第54類、に分類されるから、締約国でこれらの織物生地を材料として縫製した第62類の製品はCCを満たしますね。
つまり、**生地⇒衣類の 1 工程ルール、締約国で縫製さえすればいいってことですよ！**

ちょっと待ってください。第62類に分類される生地もありますから気を付けて！

「製品にしたもの」に該当する生地は、第61～63類に分類されます。

- 製品にしたものの例 ● 長方形（正方形を含む。）以外の形状に裁断された織生地（第11部注7） ● 特定の大きさに裁断してドロンワークしたもの ● メリヤス編み又はクロセ編みにより特定の形状に編み上げたもの



税関マスコット カスタム君

材料	HS
①合成繊維製織物（表地）	54
②合成繊維製織物（縁、ウェビングテープ）	54
③不織布（ポケット部分芯地）	56
⑥ロゴラベル（合成繊維製織物）	58

今回の製品の材料である左の表の生地が第54類、第56類、第58類に分類されるためには、これらの生地は長方形（正方形を含む）の形状であるかを確認する必要があります。

生地が特定の形状に裁断されていた場合は第62類に分類され、CCを満たしません。

■ 品目別規則を満たさない材料が含まれている場合

- ① **累積**：締約国の原産品が他の締約国における製品の生産に材料として使用される場合に、当該他の締約国の原産材料とみなすことができる。（第3・4条）



レモン果汁は締約国であるタイの原産品であり、他の締約国である豪州での生産の材料として使用されている。

- ⇒累積を適用し、レモン果汁を豪州の原産材料とみなすことができる
- ⇒CCを満たさない非原産材料がない
- ⇒**ジャムは豪州原産品と認められる**

- ② **僅少の非原産材料**：関税分類変更基準（CC,CTH,CTSH）を満たさない非原産材料があっても、その使用が僅かな場合はその産品をRCEP協定上の原産品と認めることができる。

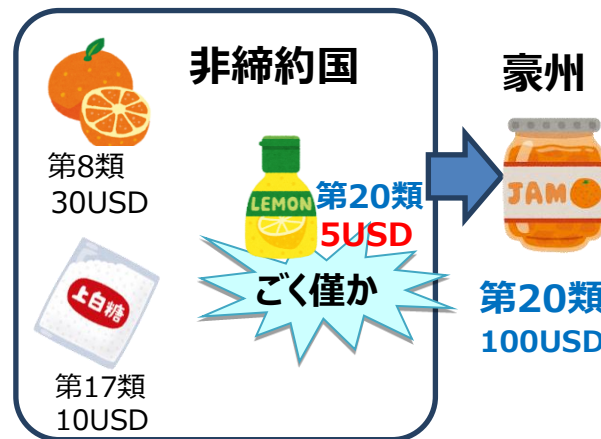
■ 僅かな場合とは、

(a) **HS第1類～第97類の産品**

関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価額が産品のFOB価額の10%以下の場合

(b) **HS第50類～第63類の産品**

関税分類変更基準を満たさない非原産材料の総重量が産品の総重量の10%以下の場合



レモン果汁は第20類でありCC（類の変更）を満たさない。
⇒レモン果汁の価額が産品のFOB価額の10%以下であり、僅少の非原産材料を適用可
⇒**ジャムは豪州原産品と認められる**

※第50類から第63類の僅少の非原産材料は、上記(a)と(b)のいずれか選択可

参 考

各EPAの繊維製品（第61類、第62類）の品目別規則に係る比較表

※適用に当たっては、各EPAの規定をご確認ください。なお、メキシコ協定、チリ協定、スイス協定、ペルー協定については、繊維製品の品目別規則を下記
の表で分類することが難しいため、記載していません。

RCEP協定	シンガポール・マレーシア・タイ・インドネシア・ブルネイ・アセアン・フィリピン・ベトナム協定	オーストラリア協定	インド・モンゴル・EU・英国協定	TPP11協定
<p>1 工程ルール</p>	<p>2 工程ルール</p>			<p>3 工程ルール</p>
<p>品目別規則</p>				
<p>CC (類の変更)</p>	<p>類の変更 (非原産材料の織物・編物※1を使用する場合の製織・編立は日本・アセアン構成国※2に限定)</p>	<p>類の変更 (非原産材料の織物・編物※1を使用する場合の製織・編立は日本・オーストラリアに限定)</p>	<p>製織・編立と製品化の工程が、当該締約国にて行われること</p>	<p>関税分類変更基準 (糸※1からの変更を除く) + 加工工程基準 (一又は二以上の締約国の領域において、裁断もしくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ縫い合わされ又は組み立てられること)</p>

上記表は大まかなEPA等の傾向を示したもので（細かな品目別規則は異なる）

※1 各EPAに対象のHS番号が指定されている。

※2 アセアン構成国（10か国）：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

「関税分類を決定する構成部分」の規定があるEPA：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、ベトナム、ペルー、TPP11、英国協定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

RCEP協定では、第3章(原産地規則)の規定による原産品かどうかの確認に加えて「**RCEP原産国**」を決定する必要があります。

- RCEP協定では、第3章（原産地規則）の規定により製品が原産品の資格を取得した国とは別に、第2・6条に規定される「**RCEP原産国**」を決める必要があります。
- 輸入締約国が相手国によって異なる関税率を設定している製品（税率差発生品目）の場合、複数ある税率のうち「**RCEP原産国**」に対する**関税率が適用されます**。

税率差発生品目（相手国によって異なる関税率を設定している製品）の例

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate			RCEP(アセアン/豪州/ニュージーランド)	RCEP(中国)	RCEP(韓国)
番号 HS code	基本 General		暫定 Temporary	WTO協定 WTO				
64.08		履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。)						
6403.99		その他のもの						
		1 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(スリッパその他の室内用履物を除く。)						
		(2)その他のもの	60%又は4,800円/足のうちいずれが高い税率					
		— その他のもの						
		--- 中底が19cmを超えるもの						
		---- 紳士用のもの						
015		---- 紳士用のもの				18.9%	19.5%	

・アセアン/豪州/ニュージーランド・・・18.9%
 ・中国・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19.5%
 ・韓国・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・空欄
 (RCEP税率の設定なし(譲許対象外))

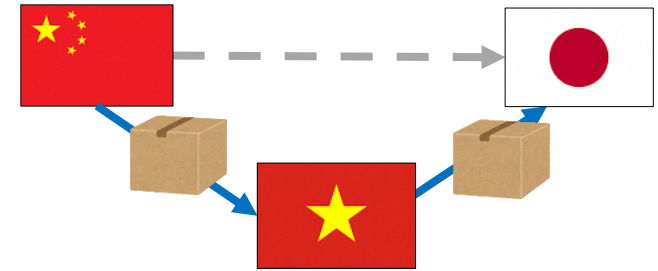
紳士用履物 (HS第6403.90-015)

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

イメージ図

RCEP協定上のベトナム原産品と認められる製品の「RCEP原産国」が中国となる場合、**対中国関税率（10%）**が適用される。

対中国関税率10%



対ベトナム関税率0%

※この場合であっても、製品がベトナム原産品であることに変わりはない

原産地証明書のRCEP原産国記載例

No.	6. Description of the goods, Invoice numbers and date of invoice 製品の品名、仕入書番号・日付	7. HS Code (6digit level, HS2012) 関税分類番号 (6桁、HS2012)	8. Origin confirmation criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP原産国	10. Quantity and value (FOB) where AVC is applied 数量及びFOB価額
1	POLYESTER PANTS ABC012345,1/11/2022	6203.43	CTC	CHINA	200pcs

■ RCEP原産国ってなに？

- ✓ RCEP協定では、一部締約国（※）が、商品の種類及び輸入相手国によって異なる関税率を設定している。これは「関税率の差異」又は「税率差」と呼ばれる。

（※）日本、中国、韓国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムの7か国。

- ✓ 税率差発生品目の場合、迂回輸入が発生することが考えられるため、RCEP協定第2・6条において税率差ルールが定められています。これにより原産品の資格を取得した国とは別に「RCEP原産国」が決められる。

- ✓ 税率差発生品目の場合は複数ある税率のうち、「RCEP原産国」に対する関税率が適用される。

- ✓ 多くの場合、「RCEP原産国」は原産品の資格を取得した国と同一となるが、商品によっては、これらが異なる場合がある。

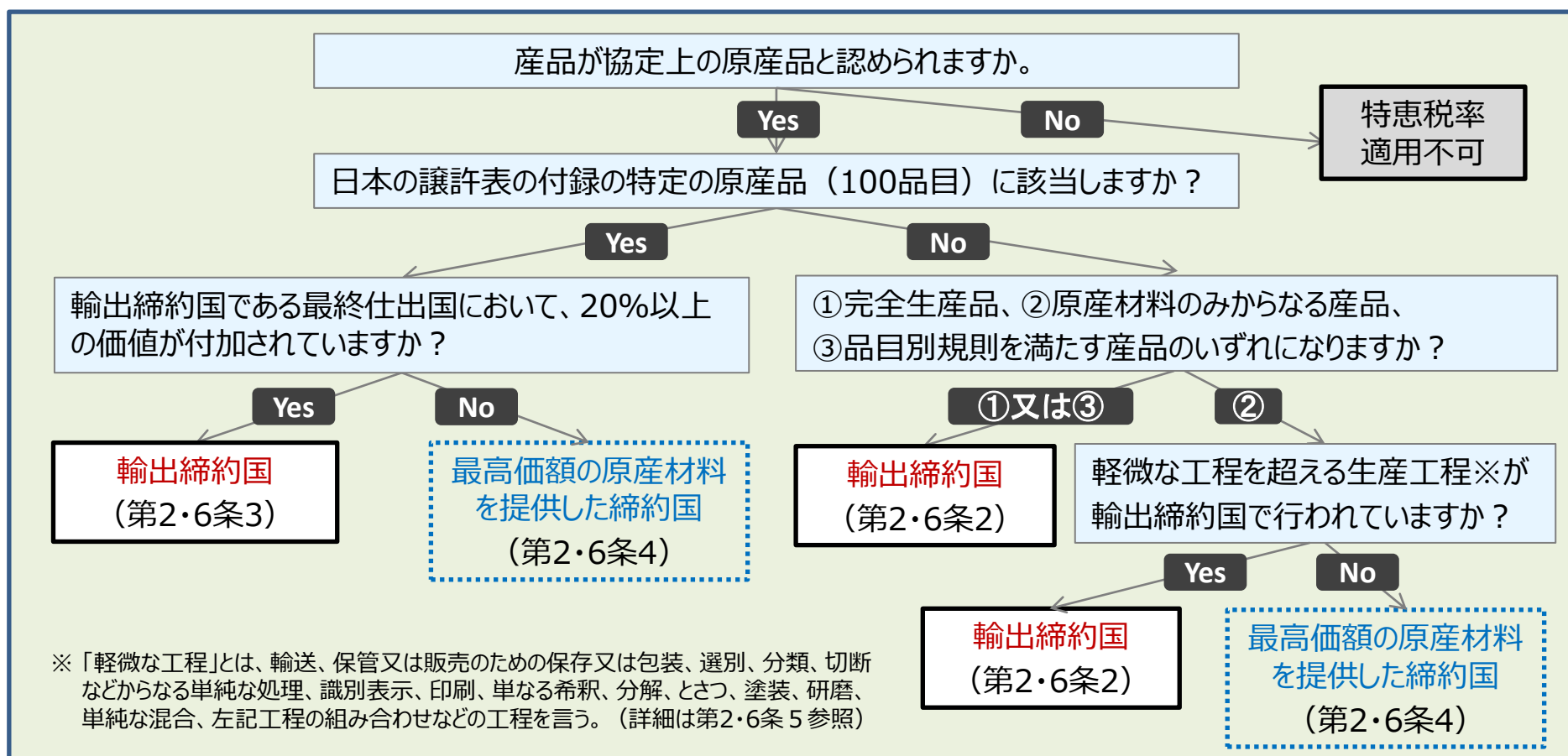
- ✓ 「RCEP原産国」は原産地証明書等の必要的記載事項であり、税率差が発生しない商品であってもRCEP原産国を記載することになる。ただし、税率差がない場合は、いずれの国が「RCEP原産国」となっても、適用税率は同一である。

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

■ 日本への輸入時におけるRCEP原産国確認のポイント

- ✓ 1 輸入しようとする製品の関税分類番号9桁を特定します。
- ✓ 2 製品の輸出国に対してRCEP税率が設定されていることを確認します。
- ✓ 3 製品が協定上の原産品と認められるかを確認します。
- 4 以下のフローチャートに従ってRCEP原産国を決定します。

■ RCEP原産国の決定フローチャート ● 多くの場合、RCEP原産国は輸出締約国（原産品の資格を取得した国）と同一となります。

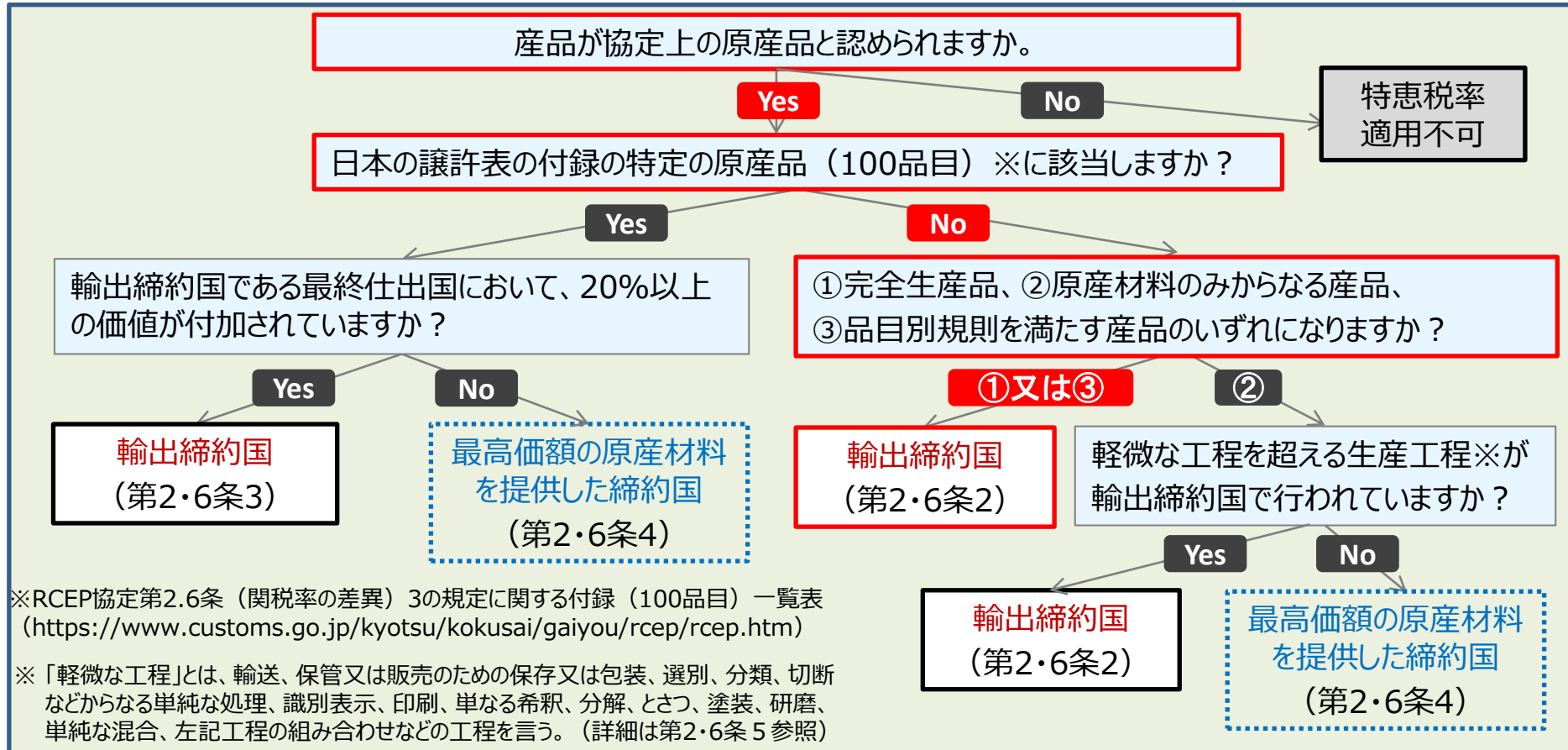


輸入者は原産材料を提供した締約国又は全ての締約国に適用する税率の中で 最高税率を選択可能（第2・6条6）

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

- 今回の製品について、RCEP原産国の決定フローチャートに従って、RCEP原産国を決定する。

■ RCEP原産国の決定フローチャート



- ✓ 男子用ベストは、付録の100品目に該当せず、かつ品目別規則を満たす産品であることから、輸出締約国がRCEP原産国となる。したがって、RCEP原産国は中国と認められる。
- ✓ ステップ2（P9）で確認したRCEP税率のうち、男子用ベストに適用される税率は、中国に適用される税率となるため、8%となる。

RCEP原産国の決定

※RCEP協定に係る原産地の事前教示において、RCEP原産国についても回答しております（希望制）。

前提：RCEP原産国は、産品が原産品と認められるかの確認をした後に検討します。

決定のルール：

(1) 付録に掲げる100品目に該当する原産品の場合（第2・6条3）

「原産品の資格を取得した国（＝輸出締約国）」における付加価値が20%以上である場合に限り、RCEP原産国は「原産品の資格を取得した国」となります。

- ◆確認書類：「原産品の資格を取得した国」の生産において付加された価値が確認できる資料
控除方式（第3・5条(a)）により算出する場合は、非原産材料の価額と産品のFOB価額がわかる資料
（例）製造原価計算書、仕入書、支払記録等

(2) 付録に掲げる100品目に該当しない原産品の場合（第2・6条2）

原則としてRCEP原産国は「原産品の資格を取得した国（＝輸出締約国）」となります。ただし産品が協定第3・2条(b)の「原産材料のみから生産される産品」である場合は、「原産品の資格を取得した国」において「軽微な工程」（第2.6条5）以外の加工が行われた場合に限り、RCEP原産国は「原産品の資格を取得した国」となります。

- ◆確認書類：「原産品の資格を取得した国」の生産の内容を確認できる資料
（例）製造工程表、生産指図書等

(3) (1)(2)でRCEP原産国が決定されない産品の場合（第2・6条4）

(1)で付加価値が20%未満である場合又は(2)で「原産材料のみから生産される産品」について軽微な工程しか行われていない場合、RCEP原産国は「最高価額の原産材料を提供した締約国」となります。

- ◆確認書類：「原産品の資格を取得した国」の生産に使用された原産材料を提供した国とその価額を確認できる資料
（例）材料の原産地証明書、製造原価計算書、仕入書、支払記録等

(4) 輸入者が選択するルール（第2・6条6）

上記にかかわらず輸入者は以下のいずれかの税率の適用を求めることができます。

- (a) 「原産材料を提供した締約国」に適用する税率のうち最高税率
- (b) 「全ての締約国」に適用する税率の中で最高税率

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認する。

ステップ1. 輸入貨物の関税分類番号9桁を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続（輸入者自己申告の場合）
（1）原産品申告書を作成
（2）証明資料を保存

ステップ6. 日本国税関におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ日本国税関の検証に対応



ステップ5. 輸入時の原産地手続（輸入者自己申告の場合）

■ RCEP協定の証明制度（日本への輸入）

証明制度		対象となる輸出締約国	証明書類の取得方法
第三者証明制度 （原産地証明書）		全ての締約国	輸出締約国において権限ある 発給機関 に輸出者又は生産者が発給を依頼
認定輸出者制度 （原産地申告）		全ての締約国	輸出締約国において権限ある発給機関により 認定された輸出者 が書類を作成（任意様式）
自己申告制度 （原産品申告書）	輸入者	全ての締約国	日本の輸入者 が書類を作成（任意様式）
	輸出者 生産者	豪州・ニュージーランド ※2022年6月現在	輸出締約国の輸出者又は生産者 が書類を作成（任意様式）

認定輸出者制度・自己申告制度における証明書類の様式について

協定上様式に定めはなく、必要的記載事項が含まれていれば任意の様式で作成可能です。税関HPに様式見本を掲載しておりますので、そちらも御利用いただけます。

- ✓ 中国からの輸入の場合、第三者証明制度、認定輸出者制度（輸出者が認定輸出者である場合）、輸入者による自己申告制度が利用可能
- ✓ 今回の事例では輸入者による自己申告制度を利用

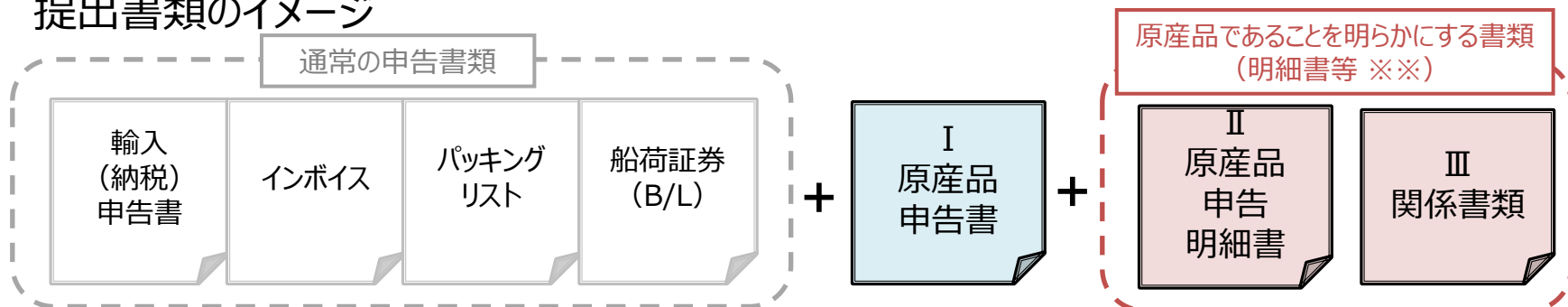
ステップ5. 輸入時の原産地手続（輸入者自己申告の場合）

（1）原産品申告書を作成

- RCEP協定上の特惠待遇を要求するためには、通常の輸入申告書類に加え、原則として、以下の書類の提出が必要になります（課税価額の総額が20万円以下の製品については省略が可能です）
 - I. 原産品申告書
 - II. 原産品申告明細書
 - III. 関係書類
- NACCSを利用して電子的に提出することが可能です。
- 原産品申告書及び原産品申告明細書は、任意の様式で作成可能ですが、税関HP掲載の様式見本もご利用いただけます。
- AEO輸入者による特例申告の場合には、上記 I・II・IIIの書類の提出に代え、保存することで足りる取扱いとなります。ただしAEO輸入者が一般の輸入申告を行う場合は提出が必要です。

原産品であることを明らかにする書類

■ 提出書類のイメージ



※※ 事前教示を取得している場合又は完全生産品の場合は明細書等の提出は省略可能です。

ステップ5. 輸入時の原産地手続（輸入者自己申告の場合）

①原産品申告書

ステップ4で確認した内容をもとに、輸入者が原産品申告書を作成する。

原産品申告書
※様式は任意

Declaration of Origin 原産品申告書
(Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement 地域的
総合的経済連携協定)

1. Unique reference number: 固有の参照番号
R002

2. Authorization code (as determined by the exporter): 認定された輸出者の場合)

3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or email address)
輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）
ABC Clothing Co.,Ltd ××, ××, Shenzhen, CN
abc-clothing@mail.com

4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address), if known
生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）（判明している場合）
Same as above

5. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address)
輸入者又は受入者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）
ZEIKAN SHOJI CO., LTD
2-7-68, KAIGAN, MINATO-KU, TOKYO 1050022 JAPAN 03-XXXX-XXXX

No.	6. Description of the goods, Invoice number and date of invoice 商品の品名、仕入番号・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2012) 関税分類番号 番付、HS2012	8. Origin conferring criterion 原産地の基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value (FOB) where BVO is applied 数量及びFOB価額
1	Field Vest (RJNM-202201-3) ABC012345,4/5/2022	6211.33	CTC	CHINA	200pcs

11. Remarks: その他の特記事項

12. Information on original Proof of Origin (in the case of a back-to-back Declaration of Origin) 最初の原産地証明に関する情報（最終する原産地申告書の場合）

13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 5 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from CHINA (exporting country) to _____ (importing country).
私は、上記の情報が正確であること及びこの申告に記載された商品が地域的な包括的経済連携協定第5章（原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たしていることを証明します。これらの商品は（輸出締約国）から（輸入締約国）に向けて輸出されます。

Date of Declaration: 作成年月日: 4/5/2022

Name of the certifying person: 作成者の氏名又は名称: ZEIKAN SHOJI CO., LTD

Name of the agent of the certifying person: 代理人の氏名又は名称:

Address of the agent of the certifying person: 代理人の住所:

Signature: 作成者の署名（日本への輸入の場合には不要）:

The certifying person: Approved exporter, Exporter, Producer, Importer
本原産品申告書の作成者 認定された輸出者 輸出者 生産者 輸入者

インボイス

ABC Clothing Co.,Ltd
××, ××, Shenzhen, CN
abc-clothing@mail.com

Commercial Invoice

Date: 4/5/2022

Consignee: ZEIKAN SHOJI CO., LTD 2-7-68, KAIGAN, MINATO-KU, TOKYO 1050022 JAPAN	Invoice No: ABC012345
Bill to: ZEIKAN SHOJI CO., LTD 2-7-68, KAIGAN, MINATO-KU, TOKYO 1050022 JAPAN	Payment Term: T/T net 30 days
Port of Loading: Shenzhen, China	Port of Discharge: TOKYO, JAPAN
Carrier by: SHIP	Currency Used: USD

P/O No	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
RJNM-202201-3	Field Vest	200pcs	FOB Shenzhen US\$ 5	US\$ 1,000
TTL:	10CTN	200pcs		US\$ 1,000

We declare that this invoice shows the actual price of the goods described and that all particulars are true and correct.

Net Weight	Gross Weight
1,000KG	1,200KG

Wei Lee
ABC Clothing Co.,Ltd

ステップ5. 輸入時の原産地手続（輸入者自己申告の場合）

①原産品申告書

原産品申告書上部分

(Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement 地域的な包括的経済連携協定)

1. Unique reference number 固有の参照番号 R002		2. Authorization code (in the case of approved exporter) 認定番号 (認定された輸出者の場合)			
3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸出者の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス) ABC Clothing Co.,Ltd ××, ××, Shenzhen, CN abc-clothing@mail.com					
4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address), if known 生産者の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス) (判明している場合) Same as above					
5. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス) ZEIKAN SHOJI CO., LTD 2-7-68, KAIGAN, MINATO-KU, TOKYO 1050022 JAPAN 03-XXXX-XXXX					
No.	6. Description of the goods, Invoice numbers and date of invoice 商品の品名、仕入書番号・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2012) 関税分類番号 (6桁、HS2012)	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value (FOB) where RVC is applied 数量及びFOB価額
1	Field Vest (RJINM-202201-3) ABC012345,4/5/2022	6211.33	CTC	CHINA	200pcs

【項目1 固有の参照番号】

申告書の作成者が管理する任意の整理番号を記載する。

【項目3～5 輸出者、生産者及び輸入者又は荷受人に関する情報】

輸出者の氏名又は名称及び住所、生産者の氏名又は名称及び住所、輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所については必須の記載項目。ただし、生産者の氏名又は名称及び住所が判明していない場合には「NOT AVAILABLE」と記載する。

【項目7 関税分類番号】

統一システム（2012年版）に従い6桁の水準までの関税分類番号を記載する。なお、2023年1月1日からHS2022に従って置き換えた品目別規則が実施されることとなります。

【項目6 品名及び仕入書番号・日付】

商品を特定するために十分な記載とする。仕入書番号・日付は輸入に際して発行されたものを記載する。当該仕入書が輸出者又は生産者により発行されたものでない場合（第三者の仕入書の場合）には、仕入書の発行者の氏名又は名称及び国名を「10. Remarks」欄に記載する。

インボイス

Consignee ZEIKAN SHOJI CO., LTD 2-7-68, KAIGAN, MINATO-KU, TOKYO 1050022 JAPAN		Date: 4/5/2022		
Invoice No : ABC012345				
P/C No.	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
RJINM-202201-3	Field Vest	200pcs	FOB Shenzhen US\$ 5	US\$ 1,000
TTL:	10CTN	200pcs		US\$ 1,000

ステップ5. 輸入時の原産地手続（輸入者自己申告の場合）

①原産品申告書

原産品申告書下部分

No.	6. Description of the goods, Invoice numbers and date of invoice 商品の品名、仕入書番号・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2012) 関税分類番号 (6桁、HS2012)	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value (FOB) where RVC is applied 数量及びFOB 価額
1	Field Vest (RJINM-202201-3) ABC012345,4/5/2022	6211.33	CTC	CHINA	200pcs
11. Remarks その他の特記事項					
12. Information on original Proof of Origin (in the case of a back to back Declaration of Origin) 最初の原産地証明に関する情報（連続する原産地申告の場合）					
13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from <u>CHINA</u> (exporting country) to _____ (importing country). 私は、上記の情報が正確であること及びこの申告に記載された産品が地域的な包括的経済連携協定第3章（原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たしていることを証明します。これらの産品は（輸出締約国）から（輸入締約国）に向けて輸出されます。					

Date of Declaration 作成年月日：4/5/2022

Name of the certifying person 作成者の氏名又は名称：ZEIKAN SHOJI CO., LTD

Name of the agent of the certifying person 代理人の氏名又は名称：

Address of the agent of the certifying person 代理人の住所：

Signature 作成者の署名（日本への輸入の場合には不要）：

The certifying person Approved exporter, Exporter, Producer, Importer
 本原産品申告書の作成者 認定された輸出者 輸出者 生産者 輸入者

【項目8 原産性の基準】

適用した原産性の基準を記載する。

（WO：完全生産品、PE：原産材料のみから生産される産品、CTC：関税分類変更基準、RVC：付加価値基準（域内原産割合）、CR：加工工程基準（化学反応）、ACU：累積、DMI：僅少の非原産材料）

項目9 は次ページに掲載

【項目10 数量及びFOB価額】

FOB価額については、原産性の基準として域内原産割合が用いられている場合のみ記載する。

【項目12 最初の原産地証明の情報】

協定第3・19条に基づき発給された連続する原産地証明の場合には必須の記載項目。
当初の原産地証明の参照番号、発給年月日、発給国、RCEP原産国、（該当する場合）認定輸出者の認定番号を記載する。

【項目13 作成者による誓約】

輸入者自己申告の場合はimporting countryは記載不要。

【作成者】

本申告書は、輸入者、輸出者又は生産者が作成することができる（該当するボックスにチェックを付すこと）。また、輸入者に代えて輸入者の代理人が作成することができる。なお、日本への輸入の場合には作成者の署名は不要。

ステップ5. 輸入時の原産地手続（輸入者自己申告の場合）

①原産品申告書

No.	6. Description of the goods, Invoice numbers and date of invoice 商品の品名、仕入書番号・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2012) 関税分類番号 (6桁、HS2012)	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value (FOB) where RVC is applied 数量及びFOB価額
1	Field Vest (RJINM-202201-3) ABC012345,4/5/2022	6211.33	CTC	CHINA	200pcs

【項目9 RCEP原産国】

協定第2・6条により決定される「RCEP原産国」を記載する。記載要領は以下のとおり。

原産品の例	記載事項
(a)協定附属書Iの輸入締約国の約束の表の付録（以下「付録」という。）に特定された原産品で、輸出締約国における付加価値が製品の価額の20パーセント未満の場合 (b)付録に特定された品目以外の原産品のうち、協定第3・2条(b)に規定する原産材料のみから生産される産品で、協定第2・6条5に規定する軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われていない場合	輸出締約国における原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のものを提供した締約国名を記載する。
上記以外の場合 (c)付録に特定された原産品で、輸出締約国における付加価値が製品の価額の20パーセント以上の場合 (d)協定第3・2条(a)に規定する完全生産品 (e)付録に特定された品目以外の原産品のうち、協定第3・2条(c)に規定する品目別規則（附属書3A）を満たす産品 (f)付録に特定された品目以外の原産品のうち、協定第3・2条(b)に規定する原産材料のみから生産される産品で、軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われた場合	輸出締約国名を記載する。

自らが所有する情報に基づいて「RCEP原産国」を決定することができない場合には、最も高い税率の締約国名と併せて「*」（第2・6条6(a)の場合）又は「**」（第2・6条6(b)の場合）を記載する。

例) 「Australia *」「Indonesia **」

注： 上記にかかわらず、協定第2・6条6に基づき輸入者は以下のいずれかの税率の適用を求めることができる。

- ・ 輸入締約国が、原産品の生産において使用された原産材料を提供する締約国からの同一の原産品について適用する各関税率のうち最も高い税率（第2・6条6(a)）
- ・ 輸入締約国が、締約国からの同一の原産品に適用する各関税率のうち最も高い税率（第2・6条6(b)）

ステップ5. 輸入時の原産地手続（輸入者自己申告の場合）

②原産品申告明細書

ステップ4で確認した内容をもとに、輸入者が原産品申告明細書を作成する。

様式は任意

原産品申告明細書

(RCEP協定)

1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345, 2022/4/5	
2. 原産品申告書における商品の番号 1	3. 商品の関税分類番号 6211.33-200
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> CTC <input type="checkbox"/> RVC <input type="checkbox"/> CR <input type="checkbox"/> ACU <input type="checkbox"/> DMI	
5. RCEP原産国 中国	
6. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすこと及び上記5.のRCEP原産国の決定に関する説明 <原材料> 原材料は別添「Construction Sheet」のとおり。 <製造工程> 中国にある工場において、上記原材料を使用して、切断、縫製等の製造工程を経て、本品を製造する。 第62類の産品に適用される品目別規則「CC」を満たすことから、RCEP協定上の中国原産品である。 また、本品は日本の譲許表の付録に掲げる品目に該当せず、なおかつ、品目別規則を満たすことから、RCEP原産国は中国となる。 上記事実は別添資料で確認することができる。	
7. 上記6.の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
8. その他の特記事項	
9. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は名称及び住所又は居所) 作成日 2022年4月8日	

ポイント

- 産品が原産性の基準を満たすことを確認した事実を記載する。
今回は以下の内容を記載。
 - ・全ての材料とそのHS番号
 - ・産品が製造された場所と製造工程
- 「RCEP原産国」をどのように判断したのかの説明についても記載する。
- 今回の産品の品目別規則は「CC」であることから、材料の製造国など、原産性の確認に必要ではない情報については記載不要。

※W: 完全生産品、PE: 原材料のみから生産される産品、CTC: 関税分類変更基準、RVC: 付加価値基準（域内原産割合）、CR: 加工工程基準（化学反応）、ACU: 累積、DMI: 僅少の非原産材料

ステップ5. 輸入時の原産地手続（輸入者自己申告の場合）

③ 関係書類

原産性の基準を満たすこと及びRCEP原産国の決定に関することを確認した関係書類を添付する。

総部材表

ABC Clothing Co., Ltd

Construction Sheet

Item : Field Vest
Style No : RJINM-202201-3

NO	Material	Parts	HS	Origin
1	Woven Fabric (Polyester)	Main	54	China
2	Webbing and Tape (Polyester)	—	54	China
3	Non Woven Fabric	Interfacing	56	Vietnam
4	Washer (100% Polyurethane)	—	39	Turkey
5	Hook and Loop Fastener (Nylon)	—	96	unassigned
6	Label logp (Nylon)	—	58	unassigned
7	Sewing Thread(Polyester)	—	54	unassigned
8	Zipper	—	96	unassigned
9	Metal Snap Button	—	96	unassigned

・Manufacture place
ABC Clothing Co.,Ltd xx, xx, Shenzhen, CN

・Product Process
Supply Material → Cutting → Sewing → Attach button and zipper →
Garment washing → Pressing → Finishing → Inspection → Packing

We hereby certify that material description and production process are all true.

4/5/2022
Wei Lee
ABC Clothing Co., Ltd

全ての材料とそのHS番号
(2桁レベル)

製品の製造場所及び製造工程

各EPAの証明制度

	自己申告制度 (原産品申告書) 輸入者等が自ら原産品である旨を申告する。		第三者証明制度 (原産地証明書) 輸出国の商工会議所等 の機関が発給する。	認定輸出者制度 (原産地申告) 輸出国政府が認定した 輸出者が自ら原産品で ある旨を証明する。
	輸出者・生産者 自己申告	輸入者自己申告		
日メキシコ協定	-	-	○	○
日スイス協定	-	-	○	○
日ペルー協定	-	-	○	○
日オーストラリア協定	○	○	○	-
TPP11協定	○ ※ベトナムは権限ある当局が 輸出者・生産者に代わり発給	○	-	-
日EU協定	○	○	-	-
日米貿易協定	-	○	-	-
日英協定	○	○	-	-
RCEP協定	○ ※豪州、NZ間のみ利用可	○	○	○
上記以外の締結済 協定	-	-	○	-

ステップ5. 輸入時の原産地手続（輸入者自己申告の場合）

（2） 証明書類を保存

- 輸入者の書類保存期間は、輸入の許可の日の翌日から **5年間**。
- 輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象外。

<輸入者が保存する書類の例（各EPA共通）>

■ 第三者証明制度、認定輸出者制度

原産地証明書、認定輸出者による原産地申告

■ 輸出者又は生産者による自己申告制度

原産品申告書及び

申告書作成者等から提供を受けている産品が原産品であることを証明するために必要な追加的な資料
（「RCEP原産国」の決定に係る確認書類を含む。）

■ 輸入者による自己申告制度

原産品申告書を含め、

産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録
（「RCEP原産国」の決定に係る確認書類を含む。）

ステップ5. 輸入時の原産地手続（輸入者自己申告の場合）

産品が原産品であることを証明するために必要な書類の例

■ 完全生産品

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

■ 原産材料のみから生産される産品

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

■ 品目別規則を満たす産品

a. 関税分類変更基準

総部品表又は材料一覧表（HS番号を含む）、製造工程フロー図、生産指図書等

b. 付加価値基準（域内原産割合）

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

c. 加工工程基準

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

■ その他の原産性の基準を適用する場合

原材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸入しようとする産品が協定に規定する原産性の基準（累積、僅少の非原産材料等）を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

ステップ5. 輸入時の原産地手続（輸入者自己申告の場合）

RCEP原産国の決定に係る確認書類の例（RCEP協定のみ）

- (1) 第2・6条2 付録に掲げる100品目に該当しない原産品
 - 原産材料のみから生産される産品であり、輸出締約国において軽微な工程以外の生産工程が行われているもの
輸出締約国において軽微な工程以外の生産行為が行われていることが確認できるもの。
(例) 製造工程フロー図、生産指図書等
 - 完全生産品又は品目別規則を満たす産品
原産品であることを証明するために必要な書類以上の追加的な保存は不要。
- (2) 第2・6条3 付録に掲げる100品目に該当する原産品で、輸出締約国における付加価値が産品の価額の総額の20%以上であるもの
輸出締約国における付加価値が産品の価額の総額の20%以上であることが確認できるもの。
(例) 製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等
- (3) 第2・6条4 (1)(2)でRCEP原産国が決定されない産品
原産品の生産において使用された原産材料（一次材料）を提供した全ての締約国及びその価額が確認できるもの。
(例) 原材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等
- (4) 第2・6条6 輸入者が選択するルール
 - (a) 「原産材料を提供した締約国」に適用する税率のうち最高税率
原産品の生産において使用された原産材料（一次材料）を提供した全ての締約国が確認できるもの。
(例) 原材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、仕入書等
 - (b) 「全ての締約国」に適用する税率の中で最高税率
原産品であることを証明するために必要な書類以上の追加的な保存は不要。

輸入貨物のRCEP協定利用のステップ

輸入においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認する。

ステップ1. 輸入貨物の関税分類番号9桁を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸入面での原産地手続（輸入者自己申告の場合）
（1）原産品申告書を作成
（2）証明資料を保存

ステップ6. 日本国税関におけるRCEP協定税率の適用

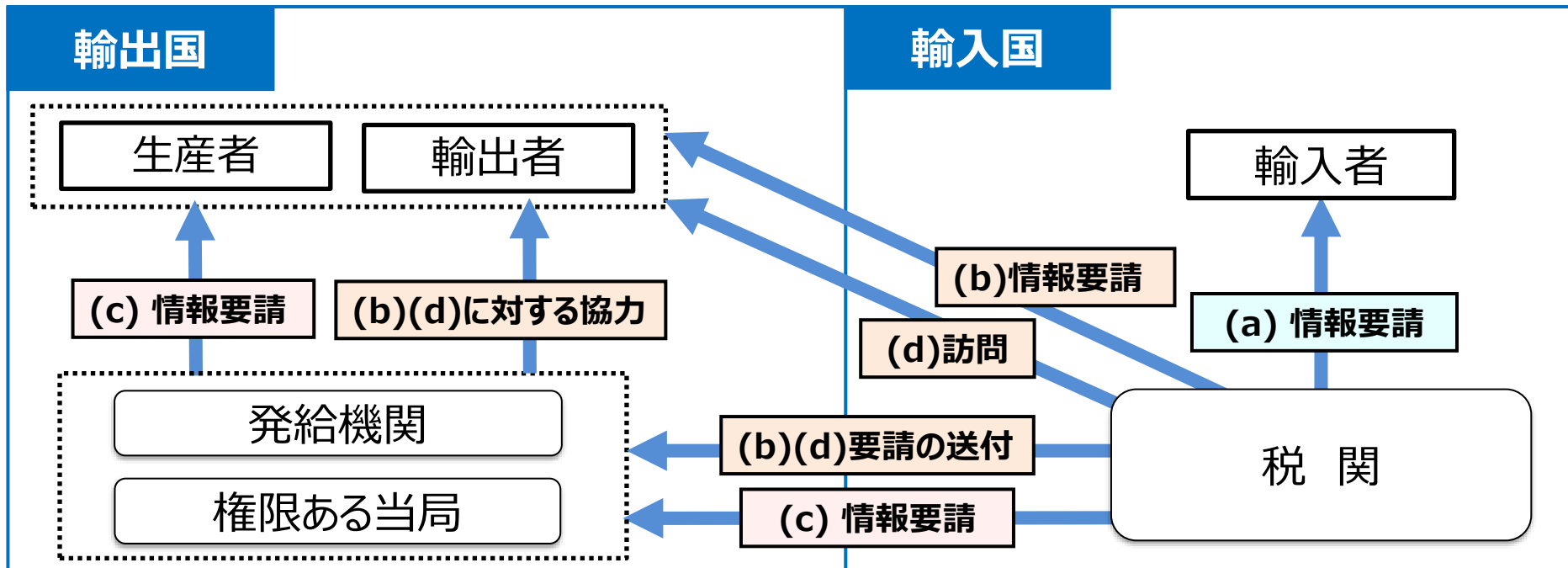
ステップ7. 必要に応じ日本国税関の検証に対応



ステップ7. 必要に応じ日本国税関の検証に対応

RCEP協定 第3・24条 原産品であるかどうかについての確認

- RCEP協定においては、輸入締約国の権限ある当局は、第3・24条に規定する以下の方法により、輸入された産品が原産品であるか否かを確認することが認められています。
 - (a) 輸入者に対して追加の情報について書面により要請する方法
 - (b) 輸出者又は生産者に対し、追加の情報について書面により要請する方法
 - (c) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、追加の情報について書面により要請する方法
 - (d) 輸出締約国の輸出者又は生産者の施設を確認のために訪問する方法
 - (e) その他締約国が合意する方法
- 輸入者による自己申告の場合、上記手段のうち(a)のみ実施可能。それ以外の制度においては、第三者証明制度であっても自己申告制度であっても手段は同じです。実施順については、(d)の訪問による確認は(c)の実施後にのみ実施するとされている以外、特段の規定はありません。



ステップ7. 必要に応じ日本国税関の検証に対応

～ 日本税関が行うRCEP協定の事後確認 ～

目的

「事後確認」とは、特惠税率を適用して輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物が相手国の原産品であるか否かについての確認を行うことをいい、輸入申告された貨物が原産品であることを事後的に確認することによって、特惠関税制度の適正利用の確保を目的としています。

方法

輸入者に対する事後確認

書面での情報提供要請 又は 輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査（事後調査）により実施され、輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。

輸出国に対する事後確認

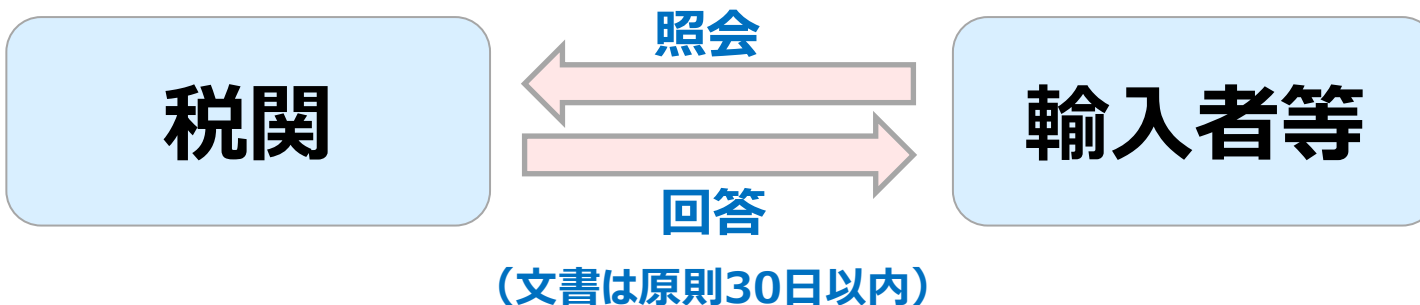
輸入者に対する事後確認で貨物が原産品であることを確認できない場合には、日本税関から輸出国に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことがあります。なお、RCEP協定において輸入者自己申告に基づき特惠税率を適用した場合、協定上、輸入国税関は輸出国に対する事後確認を実施することができません。

結果

事後確認の結果、貨物が原産品であることを確認できない場合には、特惠税率の適用が否認されます。また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。

- 事前教示制度
- よくある照会事例

参 考 ～事前教示制度～



- 事前教示制度とは、貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入を予定している貨物の原産地、EPA及び一般特惠税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、適用される税率が事前に分かることから、輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- RCEP協定については、RCEP協定第2・6条に規定する「RCEP原産国」についても事前教示回答の対象となります（希望制）。
- 貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※ 口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われませんのでご注意ください。

参 考 ～事前教示制度～

- ▶ 原産地に係る事前教示制度について、税関HPでご案内しています。
- ▶ 利用方法や、実際の回答が掲載されており、制度に関する詳細な情報を知ることができます。

税関HP 事前教示回答事例へのアクセス方法

原産地規則ポータルから「事前教示」のページへアクセスし、「事前教示回答（原産地）」をクリック



検索画面から協定名やHS番号で検索。

The screenshot shows the Japan Customs website interface. It highlights the search process for advance ruling cases. A search box contains the keyword 'RCEP'. A callout box points to the search results page, which displays a list of cases. A second callout box points to the details of a specific case, showing the summary and reasoning.

事前教示回答事例（原産地関係）

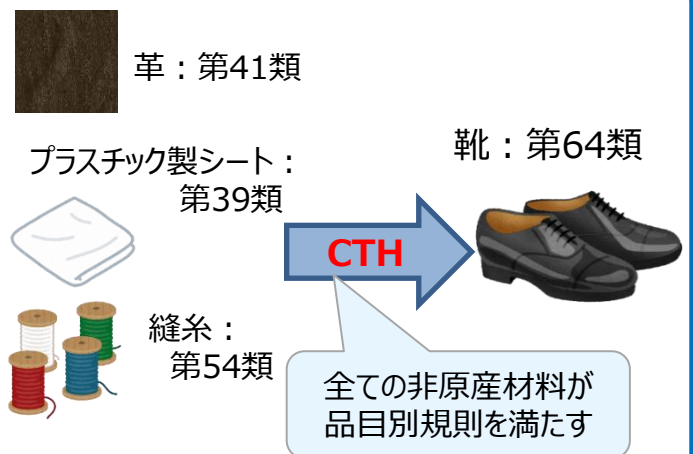
登録番号	1211616
税関	名古屋
交付年月日	20220117
一般的品名	炭物
税番	6403.99-
回答	RCEP協定上の中国原産品と認められる（RCEP原産国は中国）。
特恵種別	RCEP協定
貨物概要	原材料：①パテントラミネートレザー（第41.14項）、②ライニング生地（第59.03項）、③プラスチック製シート（第39.20項）、④不織布（第56.03項）、⑤板紙（第48.05項）、⑥ゴム製シート（第40.02項）、⑦PVC（第39.04項）、⑧接着剤（第35.06項）、⑨縫糸（第54.01項） 製造工程：中国国内の自社工場において、上記材料を使用し、裁断、縫製作業等を経て本品を製造する。
認定理由	上記原材料は全て非原産品として扱う。非原産品を使用して中国において生産される関税率表第64.03項に分類される産品が、RCEP協定（以下「協定」という。）上の中国原産品と認められるためには、協定附属書3 Aに規定する当該産品の関税分類番号に係る品目別規則及びその他関係する協定の規定を満たさなければならない。本品に使用される非原産品は、上記品目別規則のうち「CTH」を満たすことから、本品は協定上の中国原産品と認められる。協定附属書の日本国の表の付録に掲げる原産品のRCEP原産品は、協定第2・6条3の規定により付録に定める追加的な要件を満たす場合は輸出締約国となり、これによりが決定されない場合には、協定第2・6条4により原産品の生産において使用された原材料のうち合計して最高価額のものを出産した締約国となる。照会者から提出された情報によると、本品は、関税分類番号が6403.99-015であることから同付録に掲げる原産品であり、かつ輸出締約国である中国は、上記の追加的な要件である「原産品の価額の総額の20パーセント以上が当該原産品の生産において付加された締約国である」を満たす。よって、本品のRCEP原産品は中国と認められる。なお、当該関税分類番号は本事前教示回答日において有効な日本国の輸入統計品目に基づく。以上のことから、本品はRCEP協定上の中国原産品と認められ、本品のRCEP原産品は中国と認められる。協定に基づく本品に対する税率の適用に当たっては、協定、関税法施行令第61条等法令に規定されるその他全ての要件を満たすことを条件とする。
法令	RCEP協定第2・6条3、第3・2条(c)、附属書付録、附属書3 A品目別規則
その他	

参 考 ～事前教示制度～

➤ RCEP協定に係る事前教示 回答例 (価額情報はHPに掲載されません。この例の価額は架空のものです。)

品名	履物 (第64.03項)
原材料	①革 (パテントラミネーテッドレザー、第41.14項)、 ②プラスチック製シート (第39.20項)、③縫糸 (第54.01項) (ほか省略)
製造工程	中国国内の自社工場において上記原材料を使用し、裁断、縫製作業等を経て製造
品目別規則	CTH 又はRVC40
回答	RCEP協定上の中国原産品と認められる (RCEP原産国は中国)。

協定上の原産地



中国国内で原産資格を取得
→中国原産品と認められる

RCEP原産国

履物：関税分類番号6403.99-015 (**100品目に該当**)
輸出締約国である最終仕出国 (中国) で20%以上の価値が付加されているかを確認

【価額内訳】

履物	15.0 \$ (FOB)
非原産材料価額	計 8.0 \$
①革	5.5 \$
②プラスチック製シート	1.5 \$
③縫糸	1.0 \$
原産材料価額	不明

【輸出締約国での付加価値の計算】

$$\frac{\text{FOB価額 (15 \$)} - \text{非原産材料 (8 \$)}}{\text{FOB価額 (15 \$)}} \times 100 = 46.7\%$$

20%以上の価値
(46.7%) が中国で付加

中国国内で20%以上価値が付加
→RCEP原産国は中国

参 考 ～事前教示制度～



事前教示照会のほか、原産地規則・関連する税関手続については、下記までお気軽にお問い合わせください。

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関 業務部 原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関 業務部 首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関 業務部 原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関 業務部 首席原産地調査官 清水税関支署 原産地調査官	052-654-4205 054-352-6114	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関 業務部 首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関 業務部 首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関 業務部 原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関 業務部 原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関 業務部 原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

原産地証明書等（原産地証明書、原産地申告又は原産品申告書）については不備がないことが原則になりますが、記載事項漏れなど軽微な誤りと判断できるものについては、日本税関では、原産地証明書等の真正性に疑義はなく、輸入貨物の原産性が確認できる限り、有効なものとして取り扱います。

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>

不備のある（EPA/GSP）原産地証明書等の取扱い

原産地証明書又は原産品申告書については、記載事項漏れなど不備がないことが原則になりますので、輸入申告にあたっては、各原産地証明書の記載要領をご参照ください。

記載事項漏れなどの不備があった場合でも、原産地証明書等の真正性に疑義はなく、輸入貨物の原産性が確認できる限り、税関で軽微な誤りと判断し、原産地証明書等は有効と取り扱います。

◦ <重要> 「不備のある(EPA/GSP)原産地証明書等の取扱い」について（ご利用になる前にお読みください。）

◦ 不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い

◦ 不備のある一般特恵(GSP)原産地証明書



輸入申告前に原産地証明書等を確認し、不備が見つかった場合は、こちらを御覧ください。

不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い

別紙2

○不備のある原産地証明書等が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書等を提出するようにしてください。

○原産地証明書等が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特惠税率を適用するための他の条件を満たしていないことが明らかになった場合には、通関後であってもEPA特惠税率の適用が認められません。

【EPA原産地証明書】

令和4年1月1日現在

分析	記載項目	不備の内容	取扱い	
			有効	無効
原産地証明書	全項目共通	明らかな印字の漏り	有効	
		英語以外による記述	原則無効	国名表記、日付等明らかな場合は有効。 (メキシコは和訳があれば有効。)
	様式	協定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA協定適用にもかかわらず一般特恵(GSP)原産地証明書を入平した場合)	無効	2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。
		記載事項が省略を有さない等によって、漏記、削除又は書きかえられた原産地証明書	無効	
		原本でない原産地証明書の提出	無効	
	有効期間が経過した原産地証明書	無効		
	印影の脱落	無効	災害その他やむを得ない理由がある場合は、	

ご清聴ありがとうございました。

